

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2021年4月16日	
【会社名】	株式会社さいか屋	
【英訳名】	Saikaya Department Store Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	取締役社長兼社長執行役員 岡本 洋三	
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地	
【電話番号】	044(211)3111(大代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 村田 功治	
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横須賀市大滝町1-13	
【電話番号】	046(845)6803	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 村田 功治	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	500,955,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,835,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2021年5月24日開催予定の当社第89回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における特別決議により、本第三者割当についての議案及び発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案（及びの議案を併せて以下「本第三者割当関連議案」といいます。）の承認が得られること等を条件として、2021年4月16日に開催された取締役会決議において決議されております。また、本第三者割当は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に照らせば、特に有利な金額による発行に該当すると判断されることから、会社法第199条3項に基づき、本定時株主総会において、本第三者割当による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得る予定です。

2. 当社と割当予定先である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス（以下「割当予定先」又は「AFC-HD社」といいます。）は、2021年4月16日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。本資本業務提携契約において、本第三者割当の払込みについては、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること等が条件とされております。

3. 当社は、2010年2月に事業再生ADR手続の成立に伴う当社債務の株式化を目的に、新規発行株式と異なる種類の株式として、A種優先株式についての定めを定款に定めており、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する等の株式の内容を有している他、A種株主は普通株式を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得請求権を有しております。また、当社は、株式対価取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を株式対価取得請求期間の末日の翌日をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとされております。さらに、当社は、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、当社がA種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、同日における分配可能額を限度として、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができるものとされております。その他、A種優先株式の内容として以下の定めが存在いたします。

(1) A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(3) A種優先株式の1単元の株式数は1株とする。

4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,835,000株	500,955,000	250,477,500
一般募集			
計(総発行株式)	1,835,000株	500,955,000	250,477,500

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は250,477,500円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数 単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
273	136.5	1株	2021年5月26日(水)		2021年5月26日(水)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 本第三者割当は、本定時株主総会における特別決議により、本第三者割当関連議案の承認が得られること等を条件として、2021年4月16日に開催された取締役会決議において決議されております。また、本第三者割当は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に照らせば、特に有利な金額による発行に該当すると判断されることから、会社法第199条3項に基づき本定時株主総会において、本第三者割当による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得る予定です。

3. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4. 申込みの方法は、申込期間において、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期間内に下記払込取扱場所にて、金銭の払込を行うものとし、

5. 払込期日までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割当ては行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社さいか屋 経理部	神奈川県横須賀市大滝町1-13

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行 川崎支店	神奈川県川崎市川崎区砂子1-1-17

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
500,955,000	20,000,000	480,955,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、アドバイザー報酬、登記関連費用及びその他諸費用の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金	480	2021年5月～8月

当社の事業である百貨店事業は人件費・賃借料・減価償却費等、固定費割合が高い収支構造のため、売上高減少が営業利益に与える影響は大きく、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた政府・地方自治体による感染拡大防止のための休業要請による、食品以外の不要不急とされる営業自粛を主な原因とする業績への甚大な影響により、2021年4月14日付決算短信にて公表のとおり、2021年2月期連結会計期間の売上高は15,002百万円となり、2020年2月期連結会計期間に比し3,428百万円減少しており、2021年2月期連結会計期間の連結営業キャッシュ・フローは452百万円（前年比614百万円の悪化）と大幅なマイナスとなっております。

さらに、政府による緊急事態宣言解除後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束が見えない中、外出自粛等経済活動が抑制され消費活動が一気に冷え込んだ結果、ニューノーマル（新しい生活様式）への対応をしながら業績回復を実現するには相応の時間を要する見込みであります。

当社では、ワクチン接種等により新型コロナウイルス感染症の影響がほぼ収束して業績回復を実現するまでに2022年2月期連結会計年度末まで要するものと見込んでおり、それまでの期間において引続き人件費、外注費、代金回収コスト削減等を行い、支出の最適化を図りつつ、新型コロナウイルス感染症による経営環境悪化に備えるため、運転資金として480百万円を充当することで、事業継続を図りつつ財務基盤を強化することを予定しております。

具体的には、2021年3月31日時点において、下記 の2021年6月15日を支払期限とする買掛金支払及び下記 に掲載した納税費用の支払原資が不足することを想定しており、本第三者割当により見込まれる480百万円を充当する予定です。

買掛金支払

主要な支払先	金額(百万円)	支払期限
商品等仕入先(約40社)	359	2021年6月15日

当社は、上記に記載のとおり、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の業績への甚大な影響によって営業キャッシュ・フローの不足を招いている中、横須賀店のリニューアルに伴う修繕費用等の一時的な支出93百万円が2021年4月に予定されていることもあり、2021年5月には手元の余剰資金の不足が見込まれます。そのような中、当社事業上の重要度の高い商品である、食料品、雑貨類、衣料品等の2021年4月21日から2021年5月20日までの仕入予定分の支払に支障をきたす恐れがある状況にあり、その支払期限が2021年6月15日に迫っております。仮に、支払遅延が発生した場合には、取引条件の変更や当社への商品供給の停止等が想定され、商品の供給不能等による販売機会損失等により当社の事業継続に重大な悪影響を与えることが想定されます。このような状況を踏まえ、本第三者割当により調達した資金のうち359百万円を主要取引先の商品等仕入代金に充当することで、資金繰りを維持し事業継続を図ります。

納税費用

種 別	納税予定額(百万円)	納税期限
固定・償却資産税(2020年度第1期延納分)	27	2021年5月末
固定・償却資産税(2021年度第1期)	27	2021年5月末
固定・償却資産税(2021年度第2期)	27	2021年8月末
消費税及び地方消費税(2021年度予定納付分)	20	2021年6月末
消費税及び地方消費税(2021年度予定納付分)	20	2021年8月末
合 計	121	

上記に記載のとおり、手元の余剰資金が不足している中で、各種国税及び地方税の納税期限が2021年5月末、6月末及び8月末に迫っております。仮に納付することができず、当社事業用資産等の差押等がなされた場合には、当社の事業継続に重大な悪影響を与えることが想定されます。このような状況を踏まえ、本第三者割当により調達した資金のうち、121百万円をこれらの納税費用に充当することで、事業継続を図ります。

なお、調達した資金は支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社AFC - HDアムスライフサイエンス
	本店所在地	静岡県静岡市駿河区豊田三丁目6番36号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第40期(自 令和1年9月1日 至 令和2年8月31日) 令和2年11月25日 東海財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第41期第1四半期(自 令和2年9月1日 至 令和2年11月30日) 令和3年1月14日 東海財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は、当社議決権の0.06%を保有しております。また、当該割当予定先の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められるものが当社議決権の20.92%を間接保有しております。(2021年2月28日時点)
	人事関係	割当予定先の取締役であったもの1名、同社の子会社の取締役であったもの1名の計2名が、当社取締役に就任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	割当予定先の子会社と取引基本契約を締結しております。

(注) 提出者と割当予定先との関係は、出資関係を除き、2021年4月15日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

＜資本業務提携の目的＞

当社は、1872年10月神奈川県横須賀市元町に創業した雑賀屋呉服店(後の雑賀屋不動産株式会社)を母体として1950年11月横須賀市に株式会社大洋会館を設立、不動産賃貸業を営んでおりましたが、1956年4月に本社を川崎市に移転、株式会社川崎さいか屋として百貨店業を開業いたしました。現在では、横須賀市及び藤沢市で百貨店を営業し、川崎市ではサテライト型店舗、町田市では専門店ビルのテナント管理運営業務を行っております。当社は、百貨店事業を核として、「人々に安心と潤いのある生活の提案を行う生活文化企業」を目指し、永い間培ってきた信用を命として、「地域のお客様に最も支持される百貨店」を目指すことを企業理念としています。

しかしながら、社会構造の変化や環境変化に伴うお客様の消費嗜好の多様化に対応できず、また、新型コロナウイルス感染症拡大により政府等による緊急事態宣言の発出や解除後の外出自粛、集客催事の中止・規模縮小の影響により、当社の事業は現在極めて厳しい状況が続いております。

こうした状況を受けて、当社の連結損益は2020年2月期まで4期連続して営業利益以下で損失を計上しており、2021年2月期についても新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言下での一部フロア休業や営業時間短縮等が影響し、売上高15,002百万円(前年比81.4%)、経常損失732百万円(前年比602百万円の悪化)、親会社株主に帰属する当期純損失837百万円(同706百万円の悪化)と大幅な赤字の計上を余儀なくされました。その結果、2021年2月末時点において、連結純資産は405百万円(同831百万円の減少)まで落ち込んでおり、早急な収益・財務基盤の強化が必要な状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。なお、この点に関しましては、下記で述べるとおり2021年3月6日にリスタートした「SAIKAYA YOKOSUKA SHOPPING PLAZA」のローコストオペレーションでの運営強化を進めるとともに、2021年2月期実施の希望退職に伴う人件費の減少や外注費の抑制等の経費削減等の継続的な取り組みを行うことで、年度を通じ営業キャッシュ・フローの改善に努めていくこと、また、2021年3月31日期日の借入金(6,523百万円)のうち6,353百万円について主要取引銀行を含む取引金融機関より2022年3月31日まで契約延長がなされていること、当社の会計監査人による監査手続の一環として実施されたメインバンクへのインタビューにて、メインバンクより今後の支援体制に変化はないとの見解が示されたことより、主要取引銀行の支援体制も十分確保できており資金繰りの懸念はないものと認識し、これらことから、2021年2月期において継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。しかしながら、主要取引銀行の支援体制が十分確保できており短期的には資金繰りの懸念はないものの、上記のとおり、当社を取り巻く事業環境・経営環境は引き続き極めて厳しいことが想定される中、短期的な借入によって当座を凌ぐのみでは、脆弱な収益基盤・財務基盤といった当社の抱える課題に抜本的に対処するものではなく、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって当社を取り巻く事業環境・経営環境の不透明である中、今後さ

らに事業環境・経営環境が悪化した場合に、当社としては債務超過に陥る可能性もあるものと認識しており、早急な財務基盤の強化と収益基盤の改善が不可欠な状況にあります。

また、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）は、上場廃止基準として、原則として、時価総額（月間平均時価総額又は月末時価総額）が10億円未満である場合において、9か月以内（事業計画改善書を3か月以内に提出しない場合は3か月）に月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときと定めていますが（有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文）、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、2020年8月末までに上場廃止基準に抵触した上場会社について、事業計画改善書の提出期限を2020年12月末まで延長し、この場合における上場廃止に係る猶予期間を2021年6月末までとしています。当社株式の2020年7月の時価総額は、上記上場廃止基準に定める所要額（10億円）未満となったため、同年8月3日、東京証券取引所より2020年8月1日から2021年6月30日まで（ただし、2020年12月31日までに事業計画改善書を提出しなかった場合には、同年8月1日から同年12月31日まで）上場廃止の猶予期間と指定され、2020年12月25日に事業計画改善書を提出したため、同日、改めて2020年8月1日から2021年6月30日まで上場廃止の猶予期間と指定されました。したがって、同年6月30日までに、月末時価総額と月間平均時価総額が上記所要額を上回らない場合には上場廃止となります。なお、2021年3月31日時点の月末時価総額は1,116百万円となり10億円以上でありましたが、2021年3月月間平均時価総額は961百万円となり10億円未満であることから、2021年3月31日時点で上場廃止基準（時価総額基準）に抵触している状況が解消されていないため、当社といたしましては、本第三者割当による新株式を発行することにより、発行済株式総数を増加させることによって、時価総額を増加させることで、上場廃止基準に抵触している状況の解消を図ることについても本資本業務提携の目的と考えております。

一方で、当社としては、「いつ行っても欲しいものがあり、いつ行っても気持ちよく買い物ができ、また行ってみたいと思っただけの百貨店」という企業ビジョンの下で、当社の事業継続を図るべく、「営業力の強化」「財務基盤の強化」に取り組んでまいりました。「営業力の強化」におきましては、2017年から顧客支持の高いテナントとして藤沢店にニトリ、タリーズコーヒーを導入するとともに、食品強化によるデイリーユース商材を強化する等、百貨店ゾーンの見直しを図ってまいりました。この結果、減少していた藤沢店への集客を増加（前年比103%）させることに成功いたしました。また、2019年には外商部門におきまして、外商顧客様向け「さいか屋カード」ポイント付与率アップや外商サロンの新設等、外商顧客様との接触回数拡大、新たな外商顧客様との接点拡大等を実行し、減少を続けてきた外商顧客の新規獲得と売上高を維持することができました。さらに、EC部門におきましては、2019年にECサイトの活性化を目的とした「Web計画グループ」を新設し、ECサイトのデザイン刷新、食料品を中心とした掲載商品数増、新たな販売チャネル増等に取り組んでまいりました。この結果、同部門の2021年2月期売上高は、大幅な増加（前年比181%）を達成しております。また、2021年2月には、不採算店舗であった横須賀店の営業を一旦終了させ、2021年3月に「SAIKAYA YOKOSUKA SHOPPING PLAZA」として営業面積を縮小し、少人数で運営するローコストオペレーションでの営業体制としリスタートいたしました。「財務基盤の強化」におきましては、委託業務のより効率的な仕様変更まで踏み込んだ見直しによる外部委託費の削減、電力の自由化等を活用した水道光熱費の削減等、固定費の削減を図ってまいりました。さらに、2021年2月期におきましては、希望退職者の募集を実行し、事業規模に見合った人員体制の構築を行い、人件費の圧縮を行いました。

しかしながら、昨今の近隣商圈における業種、業態を超えた販売競争の激化に加え、足元では、新型コロナウイルス感染症拡大による時短営業の継続や2度の緊急事態宣言発出を含む外出自粛等、当社を取り巻く経済情勢や事業環境は厳しさを増しており、先行きにつきましても予断を許さない状況となっております。横須賀店のリニューアルに伴う修繕費用等の支払いが2021年5月で一段落し、前期実施の希望退職による人件費や委託費削減等の固定費削減がより効果を発揮することにより、9月以降の資金繰りは安定する見込みであるものの、事業継続を図るためには、買掛金支払や税金費用等の一時的な運転資金を確保するとともに、早急な収益・財務基盤の強化が必要となります。また、将来の成長資金を得るためには、当社の信用力を向上させて借入余力を確保することも重要と考えております。現時点において、必要とする成長資金の規模感については検討過程にありますが、設備投資や新規事業開発等のために一定規模の資金調達が必要であるものと考えております。

当社としては、上記の各施策を実施するとともに、事業継続を図りながら収益・財務基盤を強化するため、事業の効率化、資本の増強の観点からファンドや事業会社との提携の可能性について検討を進めてまいりましたところ、2020年11月に、AFC-HD社永世名誉会長 浅山忠彦氏及び代表取締役社長 浅山雄彦氏から、当社取締役社長兼社長執行役員 岡本洋三に、業務提携や出資の可能性について正式に打診を受けました。当社は、AFC-HD社の子会社である株式会社エーエフシー(静岡県静岡市駿河区豊田2-4-3 代表取締役会長 浅山忠彦、以下「AFC社」といいます。)とこれまでも取引上の付き合いがあったことや、AFC社が当社の3店舗へ出店していることもあり、AFC社の親会社であり、健康食品・化粧品の製造から販売までを一手に担うAFC-HD社との間で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を行い、AFC-HD社を割当予定先とすることは、当社としても事業継続を図りながら収益・財務基盤を強化することが可能となるとの判断の下、AFC-HD社との間で本資本業務提携及び本第三者割当について協議を行い、同社からご支援をいただけることになった次第であります。

AFC-HD社は、1969年6月に静岡県静岡市で創業したあさやま商事(後の株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス)を起源とし、健康食品及び化粧品等の研究開発・製造・品質保証及び販売並びに健康情報の発信を通じて、人々の健康の維持増進に貢献する企業であり、東証JASDAQに上場しております(証券コード:2927)。新型コロナウイルス感染症拡大の環境下におきましては、消費者の健康志向を取り込み、業績の堅調さを維持しているとともに、徹底したお客様本位の企業風土を持っておられます。当社とは、2008年より取引を開始し、当社店舗での健康食品、化粧品等を販売していただき、2015年より外商での健康食品の取り扱いを始め、お客様にご好評いただいております。自社グループブランド「AFC」を販売しているAFC-HD社の子会社であるAFC社では、健康食品・化粧品等の通信販売事業・卸売販売事業・百貨店店舗販売事業で全国展開しており、当社を始め、全国有名百貨店40店舗で販売を行っております。昨年には、新規事業としてビュッフェレストラン「ぶどうの丘」を始め、外食事業を手掛ける株式会社なすび(静岡県静岡市清水区谷田8-2 代表取締役社長 藤田圭亮)とFC契約及び業務提携をスタートさせ、全国に広がるAFC-HD社のネットワークと店舗運営ノウハウと新業態開発力を駆使し、店舗拡大を図ろうとしております。AFC-HD社グループでは、構想段階であるものの、グルメ天国、ふれあいペット王国(ペットショップ)、こどもの国(プレイランド)、いこいの園(高齢者が集う施設)等、当社における従来の百貨店像にとらわれない集客を仕掛ける、魅力あふれる店舗作り等の新たな百貨店像を有しております。

本資本業務提携により、当社の149年にわたり築き上げてきた暖簾と、湘南地区から三浦半島において唯一の百貨店という地理的特徴に加え、従来、当社では考えもつかなかった、オンラインでの接客や老若男女が楽しむことができる複数のコンテンツを融合させた長時間滞在型の新百貨店像の構想を持つAFC-HD社グループのアイデアを掛け合わせることで、両社・グループの持つ経営資源を相互に活用することにより、相互のお客様に対し、より付加価値の高く専門性に優れ娯楽性の富んだ商品・サービスの提供を行うことで、相互の企業価値向上が図れるものと確信しております。そして、このことが当社において一日でも早く利益を創出し、社会的信用の向上に繋がるものと判断いたしております。

当社では、巨大な市場を持ち中長期的な経済成長が見込めるEC分野を重要なビジネスターゲットとしております。2021年2月5日付で開示いたしました「(開示事項の追加)事業の現状、今後の展開等について」において、営業力強化に関する諸施策として記載した「EC部門の拡大」を遂行するため、EC事業において、知見とインフラを有し、実績を残しておられるAFC社のノウハウとそのインフラを活用することで、当社の経営課題の解決に寄与することに繋がるとの考えに至りました。

当社では資金調達の方法として、公募増資及び株主割当増資等の方法を検討してまいりましたが、資金調達までの期間がかかることや第三者割当に比べ発行コストが割高であることに加え、引受先が集まらないリスク、払込みが行われないリスク、不成立となるリスクがあることから、事業継続の確実性・安定性を確保しつつ、当社の信用力の向上及びこれに伴う将来の成長資金のための借入余力の確保を図り、上場廃止基準に抵触している状況の解消にも資するという観点から、第三者割当による資金調達方法が最適であると判断いたしました。AFC-HD社においても、当社の財務基盤の強化や、資金需要への対応、信用力の向上といった事業継続の安定性や今後の成長性という観点から、公開買付けの方法によらず、本第三者割当の引受けを選択いただいたものと承知しております。

以上のとおり、当社としましては、本資本業務提携により、足元の資金需要に対応しつつ、当社の抱える抜本的な課題に対処するため、財務・収益基盤の強化を実現し、当社の信用力を高めることで借入余力を増やし将来の成長資金の確保につなげていくことを企図しております。

本第三者割当により、AFC-HD社は、当社議決権の37.22%を直接保有することとなり、またAFC-HD社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められるものが間接保有する当社議決権と合わせて、当社総議決権数の50.36%を超えることとなり、同社は、当社の支配株主(親会社)となる予定であります。

<本資本業務提携の内容>

(1) 業務提携の内容について

業務提携の内容として、概ね以下の施策の実施を目指し、その具体的な方法を今後両社で検討していくこととしております。

当社の顧客基盤の活用によるAFC-HD社の商材の販売

AFC-HD社の専門性の高い商材を、当社の顧客名簿(上得意様)向けにカスタマイズした販売を行うことにより、両社における収益体質の強化を図ることを考えております。

AFC-HD社のECインフラの活用/共有化並びに同社及び当社相互のコンテンツ販売

成長分野であるEC部門において、AFC-HD社の資源であるECシステム等への統合、両社コンテンツ等の相互活用により、効率的にEC部門の拡大を図ることを考えております。

当社のリアル店舗活用によるテストマーケティングの実施、当社の店舗の空きスペース活用

AFC-HD社が、新たに企画する商品・サービスを、当社においてマーケティングリサーチを行うことで、当社では賑わいを生み、新たな顧客の獲得を図ることを考えております。

給与計算等の百貨店特有でない集計・計算業務のAFC-HD社グループへの集約

管理部門の業務のうち、AFC-HD社のシステム等の統合又は相互活用により、既存業務を効率化し、原価や固定費の低減を図ることを考えております。

(2) 資本提携の内容について

資本提携(本第三者割当)の具体的な内容については、上記「第1 募集要項」をご参照ください。なお、本資本業務提携契約において、当社において事業運営上新たな資金需要が生じた場合において、当社が株式等を発行する場合、当社の要請に基づき、AFC-HD社は当該株式等を引き受けるものとする旨、AFC-HD社は、当社の事前の書面による承諾なく、(i)自らが保有する当社の株式等の全部又は一部に係る譲渡、移転、承継、貸与、担保権の設定その他一切の処分、(ii)当社の株式等に係る譲受、承継その他の取得をしてはならない旨、一定の事由が生じた場合において、当社はAFC-HD社に対して、本第三者割当によって同社に対して割り当てられる当社株式の全部又は一部を当社が指定する第三者へ譲渡することを請求できる旨等を合意しております。

(3) 取締役の指名権に関する合意内容等

当社及びAFC-HD社は、本資本業務提携契約において、当社がAFC-HD社の指名する取締役の選任に係る手続として、本定時株主総会において、取締役候補者の数は9名とし、そのうちAFC-HD社が別途指定する指名取締役3名を取締役候補者とする取締役選任議案を上程することを合意しております(ただし、AFC-HD社の指名に係る取締役候補の取締役としての地位は、本第三者割当の払込みが行われることを前提としております。)。なお、代表取締役の選任については、別途、AFC-HD社との協議により決定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,835,000株

e．株式等の保有方針

当社は、割当予定先であるAFC - HD社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、本第三者割当により、AFC - HD社に対して発行する新株式（以下「本株式」といいます。）を中長期にわたり保有する方針である旨、意向を表明していただいております。

なお、当社は、割当予定先から、本株式の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるAFC - HD社が、2020年11月25日付で提出した第40期有価証券報告書の2020年8月31日における連結貸借対照表により、AFC - HD社が本株式の払込みに要する十分な現金及び預金並びにその他の流動資産（現金及び預金：4,725,642千円、流動資産計：10,009,188千円）を保有していることを確認し、また同社が2021年4月14日付で提出した第41期第2四半期報告書の2021年2月28日における四半期連結貸借対照表により、同社が本株式の払込みに要する十分な現金及び預金並びにその他の流動資産（現金及び預金：5,988,898千円、流動資産計：11,411,409千円）を保有していることも確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、東証JASDAQに上場しており、同社が証券取引所に提出している2020年11月25日更新の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載している、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとし、政府指針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むものとする旨等を確認することにより、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）ではないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないものと判断しております。

h．特定引受人に関する事項

該当事項はありません。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本株式の発行価額につきましては、上記「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本資本業務提携を通じて、当社及びAFC-HD社の持つ経営資源を相互に活用することにより、付加価値の高く専門性に優れ娯楽性の富んだ商品・サービスの提供を行うことで、当社の企業価値向上を図ることができるとの認識のもと、当社の置かれた現状に鑑み、事業継続を図るための一時的な運転資金を確保するとともに、早急な収益・財務基盤の強化が必要であること等を勘案し、AFC-HD社との間で交渉を重ねてまいりました。

このような中で、当社は、AFC-HD社から、上記「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の連結損益は2020年2月期まで4期連続して営業利益以下で損失を計上し、2021年2月期についても新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な赤字の計上を余儀なくされ、早急な収益・財務基盤の強化が必要な状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していること、当社株式の2020年7月の時価総額が、上場廃止基準に定める所要額(10億円)未満となったため、東京証券取引所により2020年8月1日から2021年6月30日まで上場廃止の猶予期間として指定されていること、また、当社の事業環境は極めて厳しい状況が続いており、業績回復を実現するには相応の時間を要する見込みであるため、今後も当社の事業環境が好転せず営業赤字が継続する可能性があること、当社の株価は3月下旬に上昇後、比較的堅調に推移しているものの、3月下旬までと現在とで当社の経営状況や事業環境に著しい変化がない中での上昇であり今後も現在の株価水準が継続するかは不透明であること及び上記の当社の状況や株式市場全体の動向等に伴って当社株式の株価が下落する可能性があること、当社の1株当たり純資産が低廉であること等当社に投資することのリスクに鑑みると、株価の高騰した3月下旬より前の時点における高値水準である270円程度から著しく乖離した発行価額では引き受けられないとの説明を受けました。これに対して当社は、AFC-HD社から提案を受けた1株当たりの発行価額は、現状の市場株価から乖離していることから、当社の既存株主の利益を最大限考慮して、発行価額の増額について数度にわたり強く要請を行いました。しかし、AFC-HD社より、上記の状況等を踏まえると、提案している発行価額の水準以外に検討の余地はなく、発行価額の増額に応じることはできない旨の回答を受けました。

当社は、これを踏まえて本資本業務提携及びその一環としての本第三者割当の実行の可否を含めて改めて検討いたしました。当社株式の株価の推移及び市場全体の環境の不透明さ、上記「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」で述べた当社の事業の状況の不確実性の中で、これまで他の割当候補先についても検討してきたものの具体的な条件面での提案に至らない又は当社とのシナジー効果等に鑑み現実的な選択肢としては困難な状況であったこと、下記「6 大規模な第三者割当の必要性」「(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」「a 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、他の資金調達手段をとることは不適當又は困難であること、中長期的な観点からは、本第三者割当の実行によってAFC-HD社の傘下に入ることにより同社より事業面及び資金面での支援が期待できるとともに、同社との本資本業務提携によるシナジー効果によって企業価値の向上に資すると考えられること、本第三者割当により、当社の信用力の向上及びこれに伴う将来の成長資金のための借入余力の確保が図れること、上場廃止基準(時価総額基準)に抵触している状況の解消に資するものであると考えられること、発行価額については、当社の事業環境に著しい変化や重要な公表等がない中で2021年3月下旬頃から当社の株価が急激に上昇していること、本株式に係る発行決議日の直前取引日である2021年4月15日から過去1か月間の当社株価の終値単純平均値とTOPIX、東証株価指数33業種に定める「小売業」、同業他社の株価の推移等を比較しても当該期間の当社株価は高く、一過性又は不透明な株価変動の可能性が大きいといえることからすると、一時点の株価ではなく一定期間の平均株価という平準化された値を採用すること、及び直近値又は3月下旬以降の1か月平均の価格のみで算定するのではなく3か月平均値289円を考慮して算定することに一定の合理性があると考えられるところ、割当予定先の提案も基本的にこれに沿うものであることも併せて総合的に勘案した結果、AFC-HD社の提案を受け入れることといたしました。

なお、上記発行価額は、本株式に係る発行決議日の直前取引日である2021年4月15日における東京証券取引所の終値である360円(単位未満四捨五入。終値単純平均値につき以下同様。)に対し24.17%のディスカウント(小数第3位を四捨五入、プレミアム及びディスカウントの計算につき以下同様。)、同日から遡ること1か月間の終値単純平均値である344円に対し20.57%のディスカウント、同3か月間の終値単純平均値である289円に対し5.63%のディスカウント及び同6か月間の終値単純平均値である255円に対し7.23%のプレミアムであり、日本証券業協会が「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、本定時株主総会において、会社法第199条第3項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として、本第三者割当を行うことといたします。

当社取締役会においては、本資本業務提携の一環として当該発行価額による本第三者割当を実行することについて、上記の各理由から判断すると、大規模な希薄化は生じるものの、短期的な視点での事業継続に加えて、中長期的な視点での収益・財務基盤の強化、ひいては企業価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にとっても合理性を有することから、本第三者割当は、既存株主の皆様にも理解いただくことができるものと判断しております。

なお、本資本業務提携契約において、本第三者割当についての議案に係る株主総会の特別決議に際し、割当予定先及び割当予定先の永世名誉会長である浅山忠彦氏は、本株式の発行について特別の利害関係を有する株主にあたる可能性があることから、割当予定先及び浅山忠彦氏は当該決議において議決権を行使しないことを定めております。

当社監査役3名(うち2名が社外監査役)全員は、本第三者割当の発行条件が特に有利な条件での発行に該当するものの、本定時株主総会において承認を受ける予定であることその他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、本第三者割当は合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の発行株式数は1,835,000株(議決権数18,350個)であり、当社の発行済株式総数3,135,314株に対して58.53%(議決権総数31,007個に対しては59.18%)の大規模な希薄化が生じます。

しかしながら、本資本業務提携により、AFC-HD社と当社の顧客基盤の活用によるAFC-HD社の商材の販売等の施策の実施をはじめとする共同プロジェクトの推進を行うことは、株主価値の向上に資するものと考えております。また、当社の事業環境が、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により不透明な中、迅速に運転資金を確保しなければならず、手元流動性の低下ひいては当社の株主の皆様が株式価値を喪失させる事態は回避しなければなりません。そして、本第三者割当により、買掛金支払や税金費用等の一時的な運転資金に必要な資金を迅速かつ確実に確保するとともに、財務基盤の強化を図ることができ、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。このことは、既存株主の皆様が利益保護に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本第三者割当は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせ、また本第三者割当によりAFC-HD社が当社の支配株主(親会社)となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続を実施いたします。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により、AFC-HD社に対して割り当てる当社普通株式の数量1,835,000株に係る議決権の数18,350個は、2021年2月28日現在の当社の総議決権総数31,007個に対し59.18%に相当し、当社普通株式は25%以上の希薄化が生じることになります。また、本第三者割当が完了した場合、割当予定先であるAFC-HD社の所有議決権数の割合は、AFC-HD社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められるものが間接保有する普通株式に係る所有議決権数と合わせて50.36%となり、同社は当社の支配株主(親会社)となる予定であります。

したがって、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権の割 合(%)
株式会社AFC-HDアムス ライフサイエンス	静岡県静岡市駿河区豊田三丁目 6番36号	2	0.06	1,837	37.22
浅山忠彦	静岡県静岡市駿河区	648	20.92	648	13.14
京浜急行電鉄株式会社	神奈川県横浜市西区高島1-2 -8	463	14.95	463	9.39
さいか屋取引先持株会	神奈川県横須賀市大滝町1-13	269	8.68	269	5.45
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	146	4.72	146	2.97
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社 日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみら い3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	133	4.31	133	2.71
山田紘一郎	東京都中野区	79	2.56	79	1.61
株式会社デザインア ートセンター	東京都中央区銀座4-11-4	35	1.14	35	0.72
GMOクリック証券 株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番 3号	31	1.02	31	0.64
ML INTL EQUITY DERIVATIVES (常任代理人 パーク レイズ証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (東京都港区六本木6-10- 1)	26	0.86	26	0.54
計		1,836	59.22	3,671	74.38

(注) 1. 2021年2月28日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記表には、当社保有の自己株式(15,763株)を含めておりません。

3. 「割当後の所有株式数」は、2021年2月28日現在の所有株式数に、本第三者割当により割当予定先に対して発行する新株式数である1,835,000株を加算した数に基づき算出しております。

4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合」は、2021年2月28日現在の総議決権数に、本第三者割当により割当予定先に対して発行する新株式に係る議決権の数(18,350個)を加算した数に基づき算出しております。

5. 所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入して表記しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a 大規模な第三者割当を行うこととした理由

上記「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」及び「第1 募集要項」「4 新規発行による手取金の使途」「(2)手取金の使途」に記載のとおり、当社は、事業継続を図るために、一時的な運転資金を確保するとともに、早急な収益・財務基盤の強化が必要と考えております。当社は資金調達の方法として、金融機関からの借入も検討いたしました。一時的な資金確保という観点からは採りうる選択肢であるものの、財務基盤の強化、信用力の向上及びこれに伴う将来の成長資金のための借入余力の確保、上場廃止基準(時価総額基準)に抵触している状況の解消という当社の喫緊の課題に込めるものではなく、金利負担の面からも当社にとって最善の選択肢であるとはいえないものと判断していること、公募増資及び株主割当増資につきましては、多額の資金調達が可能であり、かつ財務基盤の強化という本第三者割当の目的に沿う手法ではありますが、資金調達までの期間がかかることや第三者割当に比べ発行コストが割高であることに加え、引受先が集まらないリスク、払込みが行われないリスクもあることから困難と判断いたしました。さらに、転換社債型新株予約権付社債の発行につきましては、短期間で資金調達が可能ではあるものの、当社の負債額を増加させることとなること、通常転換型新株予約権の転換は割当先の裁量により決定されるため、発行後に転換が進まない場合には財務健全性が低下すること、また償還時点で必要となる返済資金を確保できるかが現時点では不透明であることから不適当であると判断いたしました。当社といたしましては、本第三者割当による既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、払込金額がほぼ満額、資本に入ることから財務基盤を強化しつつ、短期間に調達した資金を前述の資金使途に充当することで、事業継続性を図ることができ、また、当社の信用力の向上及びこれに伴う将来の成長資金のための借入余力の確保や、上場廃止基準(時価総額基準)に抵触している状況を解消することにも資するものと考えております。このように資金調達までにかかる期間、発行コスト、払込みの確実性、負債比率、金利コスト、償還負担等を含め資金調達を総合的な観点から検討した結果、AFC-HD社との本資本業務提携の一環として、同社に対する新株式の発行による資金調達方法が最適であると判断いたしました。

b 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当において発行する本株式の数は1,835,000株(議決権数18,350個)の予定であり、2021年2月28日現在の発行済株式総数3,135,314株に対して58.53%(2021年2月28日現在の発行済株式総数3,135,314株から同日現在の自己株式数15,763株及び単元未満株式数18,851株を控除した3,100,700株に係る議決権数(31,007個)に対して59.18%)の割合で希薄化が生じます。しかしながら、上記「3 発行条件に関する事項」「(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当は、本資本業務提携及びその一環として本件の規模の本株式の発行が必要不可欠であること、一方で、その相手先であるAFC-HD社が当社株式を中長期の間保有することにより、今後の当社の事業における両社の協力関係をより密にすることにつながり、当社のみならず株主の皆様にも大きなメリットを有しているものと考えられること、本第三者割当により調達する資金を上記「第1 募集要項」「4 新規発行による手取金の使途」「(2)手取金の使途」に記載の使途に充当することにより、事業継続を図りつつ財務基盤を強化することに繋がること、また、本第三者割当は当社の信用力の向上及びこれに伴う将来の成長資金のための借入余力の確保や、上場廃止基準(時価総額基準)に抵触している状況を解消することにも資すること、さらに、発行数量についても、かかる目的のもと、割当予定先との継続的な協議及び交渉の結果として定められたものであること、加えて、上記のとおり、割当予定先は、本第三者割当により取得する本株式を中長期の間保有しつづける方針であり、安定株主になることが見込まれることから、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当すること、また、本第三者割当が実施された場合、割当予定先であるAFC-HD社は当社の支配株主となり支配株主の異動が生じる見込みであることから、本第三者割当は東京証券取引所有価証券上場規程第432条に定める「第三者割当に係る遵守事項」が適用され、同条項第1号の「経営者から一定程度独立したものによる当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は第2号の「当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認」のいずれかを行う必要があります。このため、当社は、本定時株主総会における本第三者割当に関連する議案に対する株主の皆様の承認を通じて、株主の皆様の意思を確認させていただくことを予定しております。また、本第三者割当に伴う本株式の発行については、市場株価に対して一定程度のディスカウントとなっていることから有利発行に該当いたします。

そこで、具体的には、本定時株主総会において、本第三者割当の必要性及び相当性について株主の皆様に説明した上で、本第三者割当に関連する議案が特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことを予定しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第88期）（有価証券報告書の訂正報告書を含みます。）及び四半期報告書（第89期第3四半期）（四半期報告書の訂正報告書を含みます。）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（2020年5月28日）以後、本有価証券届出書提出日（2021年4月16日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2021年4月16日）現在においてその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、上記「第一部 証券情報」「第3 第三者割当の場合の特記事項」「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、東京証券取引所は、上場廃止基準として、原則として、時価総額（月間平均時価総額又は月末時価総額）が10億円未満である場合において、9か月以内（事業計画改善書を3か月以内に提出しない場合は3か月）に月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときと定めていますが（有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文）、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、2020年8月末までに上場廃止基準に抵触した上場会社について、事業計画改善書の提出期限を2020年12月末まで延長し、この場合における上場廃止に係る猶予期間を2021年6月末までとしています。当社株式の2020年7月の時価総額は、上記上場廃止基準に定める所要額（10億円）未満となったため、同年8月3日、東京証券取引所より2020年8月1日から2021年6月30日まで（ただし、2020年12月31日までに事業計画改善書を提出しなかった場合には、同年8月1日から同年12月31日まで）上場廃止の猶予期間と指定され、2020年12月25日に事業計画改善書を提出したため、同日、改めて2020年8月1日から2021年6月30日まで上場廃止の猶予期間と指定されました。従いまして、本第三者割当を実行したものの、同年6月30日までに、月末時価総額と月間平均時価総額が上記所要額を上回らない場合には上場廃止となります。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第88期事業年度）提出日（2020年5月28日）以後、本有価証券届出書提出日（2021年4月16日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出していません。

(2020年6月3日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2020年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

岡本洋三、井出陽一郎、田村茂樹、村田功治、高橋理一郎、須賀一也を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

稲毛悟を監査役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

土肥達也、磯崎実生を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役6名選任の件					
岡本 洋三	19,779	260	0		可決 (98.25)
井出 陽一郎	19,880	159	0		可決 (98.75)
田村 茂樹	19,897	142	0	(注)	可決 (98.83)
村田 功治	19,897	142	0		可決 (98.83)
高橋 理一郎	19,809	230	0		可決 (98.40)
須賀 一也	19,815	224	0		可決 (98.43)
第2号議案 監査役1名選任の件					
稲毛 悟	19,885	167	0	(注)	可決 (98.71)
第3号議案 補欠監査役2名選任の件					
土肥 達也	19,894	158	0		可決 (98.75)
磯崎 実生	19,904	148	0	(注)	可決 (98.80)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2021年4月16日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2021年4月16日開催の監査役会において、下記のとおり、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動を行うことについて決議し、2021年4月16日開催の取締役会において、2021年5月24日開催予定の第89期定時株主総会に「会計監査人選任の件」として付議することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等

監査法人 アヴァンティア

退任する監査公認会計士等

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

2021年5月24日

(3) 退任する監査公認会計士等の就任日

2007年5月24日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2021年5月24日開催予定の第89回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。今般、EY新日本有限責任監査法人より、監査法人を取り巻く環境変化を背景に監査工数についても増加となる結果、監査報酬の増額改定が見込まれるとの申し出がありました。当社においては経営改善に取り組んでいる状況にあることから、これを契機に監査役会において候補者を含む複数の監査法人を対象に、当社の規模に適した監査対応、品質管理体制ならびに監査費用の相当性を検討いたしました結果、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、経済性、監査品質の確保、監査計画および監査体制の適切性を有し、会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、さらに監査費用等を総合的に勘案し、監査法人アヴァンティアが当社の新たな会計監査人として適任と判断いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

監査役会の検討経緯と結果に則った内容であり、妥当であると判断しております。

3. 最近の業績の概要

第89期事業年度(2020年3月1日から2021年2月28日まで)の業績の概要

2021年4月14日開催の取締役会で承認され、2021年4月14日に公表した第89期連結会計年度(2020年3月1日から2021年2月28日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、かかる連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される連結財務諸表ではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	681,769	861,791
売掛金	486,825	484,617
商品	531,409	383,180
貯蔵品	36,995	35,796
その他	183,835	181,056
流動資産合計	1,920,835	1,946,442
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,449,997	3,129,948
土地	4,563,572	4,563,475
リース資産（純額）	20,314	16,630
その他（純額）	19,182	31,549
有形固定資産合計	8,053,067	7,741,604
無形固定資産		
その他	10,345	7,960
無形固定資産合計	10,345	7,960
投資その他の資産		
投資有価証券	311,626	316,734
敷金及び保証金	979,788	944,357
破産更生債権等	12,647	12,630
長期前払費用	119,429	194,250
その他	61,970	61,970
貸倒引当金	12,170	12,150
投資その他の資産合計	1,473,292	1,517,793
固定資産合計	9,536,705	9,267,358
資産合計	11,457,540	11,213,800

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2021年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	28,402	25,869
買掛金	1,385,301	1,327,592
短期借入金	700,000	1,590,000
1年内返済予定の長期借入金	198,140	67,305
未払法人税等	16,571	6,766
商品券	640,858	548,073
賞与引当金	18,518	12,977
商品券回収損引当金	631,836	627,644
ポイント引当金	36,767	27,863
事業構造改善引当金	-	60,528
その他	729,423	739,397
流動負債合計	4,385,818	5,034,016
固定負債		
長期借入金	5,062,790	5,044,465
繰延税金負債	124,247	118,343
退職給付に係る負債	419,136	385,184
資産除去債務	157,549	161,471
リース債務	886	13,669
その他	70,324	51,007
固定負債合計	5,834,934	5,774,140
負債合計	10,220,753	10,808,157
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,945,290	1,945,290
資本剰余金	1,637,078	1,637,078
利益剰余金	2,317,168	3,154,858
自己株式	43,079	43,183
株主資本合計	1,222,122	384,327
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	14,665	21,315
その他の包括利益累計額合計	14,665	21,315
純資産合計	1,236,787	405,643
負債純資産合計	11,457,540	11,213,800

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
売上高	18,431,096	15,002,677
売上原価	14,511,645	11,991,951
売上総利益	3,919,451	3,010,725
販売費及び一般管理費		
販売費	348,542	305,983
ポイント引当金繰入額	4,631	8,904
広告宣伝費	392,458	341,556
給料及び手当	1,145,644	1,030,372
賞与	37,695	35,001
賞与引当金繰入額	20,013	5,541
退職給付費用	44,303	37,928
その他の人件費	153,744	141,817
地代家賃	589,474	559,284
委託作業費	345,731	398,768
減価償却費	344,611	341,424
貸倒引当金繰入額	10	1,980
その他	551,440	470,680
販売費及び一般管理費合計	3,938,275	3,650,353
営業損失()	18,824	639,627
営業外収益		
受取利息	295	110
受取配当金	4,065	2,803
受取手数料	1,599	1,102
雇用調整助成金	-	33,382
受取保険金	11,181	-
その他	3,338	14,083
営業外収益合計	20,480	51,481
営業外費用		
支払利息	117,981	131,198
商品券等整理損	11,419	12,695
その他	2,770	734
営業外費用合計	132,170	144,628
経常損失()	130,514	732,773
特別損失		
固定資産除却損	2,297	790
投資有価証券評価損	273	5,108
減損損失	145	96
事業構造改善費用	-	101,950
特別損失合計	2,716	107,946
税金等調整前当期純損失()	133,230	840,719
法人税、住民税及び事業税	5,901	5,806
法人税等調整額	8,175	8,836
法人税等合計	2,273	3,029
当期純損失()	130,957	837,690
親会社株主に帰属する当期純損失()	130,957	837,690

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
当期純損失（ ）	130,957	837,690
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25,411	6,650
その他の包括利益合計	25,411	6,650
包括利益	156,369	831,039
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	156,369	831,039
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,945,290	1,637,078	2,186,211	42,985	1,353,172	40,077	40,077	1,393,250
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純損失()			130,957		130,957		-	130,957
自己株式の取得				93	93		-	93
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					-	25,411	25,411	25,411
当期変動額合計	-	-	130,957	93	131,050	25,411	25,411	156,462
当期末残高	1,945,290	1,637,078	2,317,168	43,079	1,222,122	14,665	14,665	1,236,787

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,945,290	1,637,078	2,317,168	43,079	1,222,122	14,665	14,665	1,236,787
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純損失()			837,690		837,690		-	837,690
自己株式の取得				104	104		-	104
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					-	6,650	6,650	6,650
当期変動額合計	-	-	837,690	104	837,794	6,650	6,650	831,144
当期末残高	1,945,290	1,637,078	3,154,858	43,183	384,327	21,315	21,315	405,643

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	133,230	840,719
減価償却費	386,805	375,707
減損損失	145	96
貸倒引当金の増減額(は減少)	10	20
賞与引当金の増減額(は減少)	20,013	5,541
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	6,784	33,952
商品券回収損引当金の増減額(は減少)	16,239	4,192
ポイント引当金の増減額(は減少)	4,631	8,904
受取利息及び受取配当金	4,360	2,913
支払利息	117,981	131,198
投資有価証券評価損益(は益)	273	5,108
事業構造改善費用	-	101,950
固定資産除却損	2,297	790
売上債権の増減額(は増加)	37,406	2,208
たな卸資産の増減額(は増加)	22,591	149,427
仕入債務の増減額(は減少)	42,727	60,242
未払消費税等の増減額(は減少)	40	33,198
未払費用の増減額(は減少)	86,577	54,266
商品券の増減額(は減少)	32,302	92,785
その他	136,923	90,888
小計	276,820	286,205
利息及び配当金の受取額	4,360	2,912
利息の支払額	117,361	133,179
事業構造改善支出	-	30,733
法人税等の支払額	5,852	5,752
法人税等の還付額	3,735	658
営業活動によるキャッシュ・フロー	161,703	452,300
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	34,638	27,611
無形固定資産の取得による支出	8,220	1,200
投資有価証券の取得による支出	807	634
貸付けによる支出	1,680	-
貸付金の回収による収入	225	650
差入保証金の差入による支出	79,014	77,700
差入保証金の回収による収入	50,340	104,931
長期前払費用の取得による支出	155,824	93,494
資産除去債務の履行による支出	-	4,918
投資活動によるキャッシュ・フロー	229,619	99,978
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	890,000
長期借入れによる収入	710,000	30,000
長期借入金の返済による支出	458,799	179,160
リース債務の返済による支出	17,437	8,435
その他	93	104
財務活動によるキャッシュ・フロー	233,668	732,300
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	165,753	180,021
現金及び現金同等物の期首残高	516,016	681,769
現金及び現金同等物の期末残高	681,769	861,791

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

当社グループは、百貨店業のみ単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

当社グループは、百貨店業のみ単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

〔関連情報〕

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、百貨店業のみ単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、百貨店業のみ単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

当社グループは、百貨店業のみ単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）

当社グループは、百貨店業のみ単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
1株当たり純資産額	158.74円	107.67円
1株当たり当期純損失金額()	41.97円	268.52円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	130,957	838,690
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	130,957	838,690
期中平均株式数(千株)	3,120	3,119

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第88期)	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日	2020年5月28日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第88期)	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日	2021年4月14日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第89期第3四半期)	自 2020年9月1日 至 2020年11月30日	2021年1月14日 関東財務局長に提出
訂正四半期報告書	事業年度 (第89期第3四半期)	自 2020年9月1日 至 2020年11月30日	2021年3月25日 及び4月1日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年5月27日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 畑 史 朗指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂 井 健

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1.注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2020年5月8日開催の取締役会において、横須賀店を2021年2月（予定）に閉店することを決議した。
- 2.注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2020年5月8日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。

3.注記事項（追加情報）に記載されているとおり、会社は固定資産に関する減損損失の検討および継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討において、売上高の回復は2020年度中盤以降となるという仮定に基づいて将来キャッシュ・フローの見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社さいか屋の2020年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社さいか屋が2020年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯 畑 史 朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	垂 井 健

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の2019年3月1日から2020年2月29日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋の2020年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1.注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2020年5月8日開催の取締役会において、横須賀店を2021年2月（予定）に閉店することを決議した。
- 2.注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2020年5月8日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。
- 3.注記事項（追加情報）に記載されているとおり、会社は固定資産に関する減損損失の検討および継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討において、売上高の回復は2020年度中盤以降となるという仮定に基づいて将来キャッシュ・フローの見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年1月14日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 澤 依 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2020年9月1日から2020年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年3月1日から2020年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の2020年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項（追加情報）に記載されているとおり、会社は固定資産に関する減損損失の検討及び継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討において、2021年度においては売上高への新型コロナウイルス感染症の影響はなくなるという仮定に加え、横須賀店閉店と新店舗での営業の開始による売上高への影響を考慮して将来キャッシュ・フローの見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。